

第 7 2 8 号
平成27年 3月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則	1	1
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	47	2
・放置自転車等の保管について	48	2
・地縁による団体の認可について	49	3
・放置自転車等の保管について	50	3
・放置自転車等の保管について	51	4
・放置自転車等の保管について	52	4
・放置自転車等の保管について	53	4
・放置自転車等の保管について	54	5
・放置自転車等の保管について	55	5
・放置自転車等の保管について	56	6
・公示送達について	57	6
・放置自転車等の保管について	58	6
・平成27年第1回天理市議会定例会の招集について	59	7
・放置自転車等の保管について	60	7
・公示送達について	61	7
・公示送達について	62	8
・放置自転車等の保管について	63	8
・放置自転車等の保管について	64	8
・放置自転車等の保管について	65	9
・放置自転車等の保管について	66	9
・放置自転車等の保管について	67	9
・放置自転車等の保管について	68	10
・放置自転車等の保管について	69	10
・放置自転車等の保管について	70	11
・地縁による団体の告示事項の変更に	71	11

について		
・公示送達について	72	11
・放置自転車等の保管について	73	12
・放置自転車等の保管について	74	12
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	4	12
・天理農業振興地域整備計画の変更に ついて	5	16
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	3	16
・定例教育委員会の招集について	4	16
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	3	16
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登 録をした者の氏名を記載した書面の 縦覧場所について	1	16
・天理市農業委員会委員選挙人名簿の 縦覧について	2	17
公営企業	番号	頁数
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	4	17
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	5	17
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	6	17
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	7	17

規 則

天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年 2月25日

(平成27年 2月25日揭示済)

天理市長 並 河 健

天理市規則第1号

天理市中小企業融資規則の一部を改正する規則

天理市中小企業融資規則（平成9年3月天理市規則第24号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項の表中「4年以内」を「5年以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の天理市中小企業融資規則の規定に基づき融資を受けている者又は融資の決定を受けている者については、なお従前の例による。

告 示

（平成27年2月6日掲示済）

天理市告示第47号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年2月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年2月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年2月6日から平成27年4月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成27年2月9日掲示済）

天理市告示第48号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年2月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年2月9日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年2月9日から平成27年4月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年2月9日揭示済)

天理市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成27年2月9日

天理市長 並 河 健

名 称	佐保庄町自治会
規約に定める目的	・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 ・美化・清掃等区域内の環境の整備 ・集会施設の維持管理
区 域	天理市佐保庄町1番～649番、三昧田町279番1～279番2、乙木町148番2、兵庫町95番1～100番2の区域とする。
主たる事務所	天理市佐保庄町145番地1
代表者の氏名及び住所	嶋岡 均 天理市佐保庄町231番地
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	・地方自治法第260条の20の規定により解散する。 ・総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
認可年月日	平成27年2月9日

(平成27年2月10日揭示済)

天理市告示第50号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年2月10日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年2月10日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年2月10日から平成27年4月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年2月12日揭示済)

天理市告示第51号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年2月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年2月12日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年2月12日から平成27年4月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年2月13日揭示済)

天理市告示第52号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年2月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年2月13日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年2月13日から平成27年4月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年2月16日揭示済)

天理市告示第53号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同

条例第14条第1項の規定により告示する。
平成27年2月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年1月21日
 - 3 移動対象区域
天理市平等坊町89番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年2月16日から平成27年4月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年2月17日揭示済)

天理市告示第54号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成27年2月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年2月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年2月17日から平成27年4月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年2月18日揭示済)

天理市告示第55号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成27年2月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年2月18日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年2月18日から平成27年4月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年2月19日揭示済)

天理市告示第56号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年2月19日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年2月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年2月19日から平成27年4月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年2月20日揭示済)

天理市告示第57号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年2月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年2月20日揭示済)

天理市告示第58号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年2月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年2月20日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年2月20日から平成27年4月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年2月23日揭示済)

天理市告示第59号

平成27年第1回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。
平成27年2月23日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期日 平成27年3月2日
- 2 場所 天理市役所議事場

(平成27年2月23日揭示済)

天理市告示第60号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年2月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年2月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年2月23日から平成27年4月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年2月23日揭示済)

天理市告示第61号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年2月23日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 2月23日 揭示済)

天理市告示第62号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年 2月23日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成27年 2月24日 揭示済)

天理市告示第63号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年 2月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年 2月24日から平成27年 4月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年 2月24日 揭示済)

天理市告示第64号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 2月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年 2月24日
- 3 移動対象区域
天理市西井戸堂町301番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成27年2月24日から平成27年4月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年2月25日揭示済)

天理市告示第65号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年2月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年2月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年2月25日から平成27年4月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年2月26日揭示済)

天理市告示第66号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年2月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成27年2月26日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年2月26日から平成27年4月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年2月27日揭示済)

天理市告示第67号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。
平成27年2月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年2月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年2月27日から平成27年4月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年3月2日揭示済)

天理市告示第68号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年3月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年3月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年3月2日から平成27年4月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年3月2日揭示済)

天理市告示第69号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月2日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成27年2月27日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年3月2日から平成27年8月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
 - ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
 - 天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成27年3月3日揭示済)

天理市告示第70号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年3月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成27年3月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成27年3月3日から平成27年5月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成27年3月4日揭示済)

天理市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、樺本町市場自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成27年3月4日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市樺本町3049番地1	巽	耕造
変更後	代表者	天理市樺本町3057番地	大塚	信広
変更年月日		平成27年3月1日		

(平成27年3月4日揭示済)

天理市告示第72号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年3月4日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成27年 3月 4日 掲示済)

天理市告示第73号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月 4日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成27年 3月 4日

3 移動対象区域

天理市小田中町2 2 6番地 2 先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 3月 4日から平成27年 5月 2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成27年 3月 5日 掲示済)

天理市告示第74号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成27年 3月 5日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成27年 3月 5日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成27年 3月 5日から平成27年 5月 3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。平成27年 4月以降、毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成27年 2月 9日 掲示済)

天理市公告第4号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年 2月 9日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工 事 名 山の辺第一工区 田部南公園公衆便所新築工事
(2) 工 事 場 所 天理市田部町地内
(3) 工 事 概 要 ユニット式設備一体型トイレ新築 1 式
構内電気設備工事 1 式
構内給排水設備工事 1 式
構内造成工事（重力式擁壁等） 1 式
(4) 工 期 平成27年3月31日まで
(5) 予 定 価 格 20,282,400円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
(6) 最低制限価格 18,215,280円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している建築工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において建築工事の格付がB等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名配置できること。
- ① 別表2の資格を有する者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。
- 名 称 萩建築事務所
住 所 天理市櫛本町1430

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の期間及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるものは認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、天理市建設工事郵便入札試行要領に基づき、日本郵便株式会社天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) (1)から(3)までに規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局留
天理市役所 総務部総務課入札審査室 行

第8 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所 3階 334会議

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺第一工区 田部南公園公衆便所新築工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成27年2月9日（月）から 平成27年2月20日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間仕様書の公開日	平成27年2月9日（月）から 平成27年2月26日（金）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成27年2月24日（火） <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認の結果の通知日	平成27年3月2日（月）
質問書への回答日	平成27年3月2日（月）
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成27年3月5日（木）
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成27年3月9日（月）
入札書到着期限日	平成27年3月12日（木）
開札の日時	平成27年3月13日（金） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成27年3月13日（金） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

別表 2

配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
① 建築工事に関し、学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めた者 ② 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ③ 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度規程による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ④ 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者 ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 ⑥ ①又は②と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認める

(平成27年 2 月 13 日 掲示済)

天理市公告第 5 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第 4 項において準用する同法第12条第 2 項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成27年 2 月 13 日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

教育委員会

(平成27年 2 月 9 日 掲示済)

天教告示第 3 号

平成27年 2 月 10 日 午前11時30分から 2 月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成27年 2 月 9 日

天理市教育委員会
教育委員長 田中 久善

(平成27年 3 月 2 日 掲示済)

天教告示第 4 号

平成27年 3 月 3 日 午後 3 時から 3 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成27年 3 月 2 日

天理市教育委員会
教育委員長 田中 久善

農業委員会

(平成27年 2 月 23 日 掲示済)

天農委告示第 3 号

平成27年 3 月 5 日 午後 2 時30分から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成27年 2 月 23 日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条に関する申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条に関する申請について
 - 議案第 4 号 平成26年度天理市農業委員会の活動計画の点検・評価（案）について
 - 議案第 5 号 平成27年度天理市農業委員会の活動計画（案）の策定について
 - 議案第 6 号 天理市農業振興地域整備計画の変更について
 - 議案第 7 号 その他
- ①市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成27年 2 月 13 日 掲示済)

天選告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項及び第30条の 7 第 1 項の規定により、平成27年 3 月 3 日から同月 7 日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成27年 2 月 13 日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

縦覧場所

天理市川原城町605番地
天理市役所内
天理市選挙管理委員会事務局

天選告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年2月23日から15日間、縦覧に供する農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

平成27年 2 月13日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所

天理市川原城町605番地
天理市役所内
天理市選挙管理委員会事務局

公営企業

(平成27年 2 月13日揭示済)

天理市上下水道局公告第4号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 2 月13日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第1処理分区	石上町の一部

(平成27年 2 月13日揭示済)

天理市上下水道局公告第5号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 2 月13日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第9処理分区	田町の一部

(平成27年 2 月23日揭示済)

天理市上下水道局公告第6号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 1 月22日

天理市上下水道事業管理者
藤田俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第5処理分区	杉本町の一部

(平成27年 2 月24日揭示済)

天理市上下水道局公告第7号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

平成27年 3月10日 火曜日

天理市公報

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3月天理市条例第 1号）第 7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成27年 2月24日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理北第 9 処理分区	東井戸堂町の一部